

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月21日

【会社名】 イオン株式会社

【英訳名】 AEON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 グループCEO 岡田元也

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当 兼
IR・SR部長 三宅香

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当 兼
IR・SR部長 三宅香

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券（注）1

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
（発行価額の総額） 144,704,000円
（新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額）
144,770,500円

(注) 1 新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会および当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプション付与を目的としたイオン株式会社第16回新株予約権として発行されるものである。

2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

イオン株式会社 東京事務所
(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月23日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成30年5月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成30年5月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「発行価額の総額」、「新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」、「発行価格」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新規発行による手取金の額」、「手取金の使途」が平成30年6月21日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

発行価額の総額の欄

発行価格の欄

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

(発行価額の総額)

129,342,500円

(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)

129,409,000円

- (注) 1 新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会および当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプション付与を目的としたイオン株式会社第16回新株予約権として発行されるものである。
- 2 発行価額の総額および発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本訂正届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

(訂正後)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

(発行価額の総額)

144,704,000円

(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)

144,770,500円

- (注) 1 新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会および当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプション付与を目的としたイオン株式会社第16回新株予約権として発行されるものである。
- 2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第16回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額	129,342,500円(注) (注) 本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。
---------	--

(訂正後)

発行価額の総額	144,704,000円
---------	--------------

発行価格の欄

(訂正前)

発行価格	発行価格算定方法としては、以下の算式及び(2)から(7)までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。
	$C = e^{-\lambda t} S N(d_1) - e^{-r t} K N(d_2)$ <p>ここで</p> $d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - \lambda + \frac{1}{2}\sigma^2\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$ $d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$ <p>(1) 1株当たりのオプション価格(C) (2) 株価(S):平成30年6月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、前取引日の基準値段) (3) 行使価格(K):1円 (4) 予想残存期間(t):7.5年 (5) ボラティリティ():7.5年間(平成22年12月16日から平成30年6月21日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出 (6) 無リスクの利率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率 (7) 配当利回り():直近年度の配当総額÷上記(2)で定める株価。但し、記念配当を除いて算出。 (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・)) (注) 平成30年6月21日に決定する予定である。</p>

(訂正後)

発行価格	発行価格は、新株予約権1個当たり217,600円 (1株当たり2,176円)
------	---

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	129,409,000円(注) (注) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	144,770,500円(注) (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	---

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
129,409,000	120,000	129,289,000

(注) 1 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
144,770,500	120,000	144,650,500

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

今回の新株予約権の募集は、執行役等に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として執行役等に新株予約権を割り当てるために行うものであり、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の割当てに際し、払込みは執行役等報酬と相殺する形態を取ることから、執行役等に付与する新株予約権の払込金額の総額のうち新株予約権の発行価額の総額129,342,500円については、払込みを要しない。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期は確定していない。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定する。

(訂正後)

今回の新株予約権の募集は、執行役等に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として執行役等に新株予約権を割り当てるために行うものであり、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の割当てに際し、払込みは執行役等報酬と相殺する形態を取ることから、執行役等に付与する新株予約権の払込金額の総額のうち新株予約権の発行価額の総額144,704,000円については、払込みを要しない。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期は確定していない。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定する。